

中小企業等省エネ設備 更新支援補助金

省エネ設備への更新で補助します 対象経費の2分の1以内・最大50万円

補助金交付対象者

たつの市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する中小事業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業）

※対象外：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益法人・財団法人等
たつの市中小企業等省エネ設備導入臨時経済対策事業補助金の申請事業者

補助対象経費

市内の事業所内において、既存の照明設備、エアコン、冷凍冷蔵設備を省エネ設備（注）に更新するためにかかった設備購入費、工事費等の経費（補助対象経費）

（注）省エネ設備 市内の事業所において、事業の用に供するために設置するLED照明設備、エアコン、冷凍冷蔵設備のうち、指定する省エネルギー性能の高い設備

品目区分		省エネ基準目標年度	省エネ基準
LED照明器具 (電球のみの更新は対象外)	—	照明器具：2020年度	省エネ基準達成率 100%以上
エアコン	家庭用	壁掛形：2027年度 壁掛形以外、マルチタイプ：2029年度	
	業務用	2015年度	
冷凍冷蔵庫	家庭用	2021年度	
	業務用	ショーケース以外：2016年度 ショーケース：2020年度	

- ・ 補助対象経費合計金額（消費税及び地方消費税を除く）が100,000円以上のもの
- ・ たつの市内の事業者が発注・支払いを行うもの
- ・ 令和6年12月31日までに設備等導入及び支払いが完了するもの

※延長保証などの費用、値引き、クーポン割引、ポイント利用分は補助対象経費に含まれません。
詳しくは、「Q&A」等を必ずご確認ください。

補助金交付申請

令和6年7月1日 ~ 令和6年9月30日

（予算額に達した時点で受付は終了します。）

申請・問い合わせ先

たつの市産業部商工振興課 ☎ 0791-64-3158

申請方法など、裏面もご覧ください。

補助金申請から請求までの流れ

Q & A、様式などを下記URLで必ずご確認ください。

たつの市ホームページから検索 <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>

たつの市 中小企業等 省エネ設備

検索



補助金申請

令和6年9月30日 ※当日消印有効 予算額に達した時点で受付は終了します。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号） ※省エネ設備導入臨時経済対策事業補助金と様式が変更となっています。
 - ② 別紙：「設備交付対象設備の内容」
 - ③ 補助対象経費の見積書の写し
 - ④ 導入する省エネ設備のカタログの写し
 - ⑤ 設備更新前の現況写真（全景・設備）
 - ⑥ 市税の完納証明書
 - ⑦ 確定申告書類の写し（受領確認ができること）
（法人）法人税申告書別表一の写し
（個人）確定申告書第一表の写し（市内にある事業所の所在地確認が可能なもの）
- ※ その他書類（間取り図等）の提出を求める場合があります。
自宅兼事務所（店舗）は間取り図等提出してください。
設備の設置場所で事業をしていることがわかるもの（営業許可書等）を提出してください。

※審査後、市からの交付決定通知書を送付します。受領後に事業着手をしてください。

事業着手 > 更新完了 > 代金支払（令和6年12月31日まで）

実績報告

令和7年1月31日 ※期限厳守

- ① 補助事業実績報告書（様式第2号） ※省エネ設備導入臨時経済対策事業補助金と様式が変更となっています。
- ② 補助対象経費の領収書等の写し
（購入先、購入日、購入金額及び製品の型式等が確認できるもの）
- ③ 製造事業者が発行する保証書の写し（申請者の宛名、住所及び購入日が記載されたもの）
- ④ 省エネ設備導入後の写真

※市から交付確定通知書を送付します。

請求手続き【請求書の提出】

申請書の提出方法

- 窓口へ提出する場合
申請書類等一式を封筒に入れて、窓口へ提出してください。
《提出先》 たつの市産業部商工振興課（市役所本館3階）
- 郵送で提出する場合（郵送料は申請者負担）
申請書類等一式を封筒に入れ、切手を貼って投函してください。
《郵送先》 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1 たつの市産業部商工振興課